



鈴鹿地区交通安全だより

～2023, No. 3～

※ 三重県交通安全協会ホームページから過去発行のものが閲覧できます。

令和5年2月20日
鈴鹿地区交通安全協会
電話・FAX 059-388-1241
suzukaanky@jeans.ocn.ne.jp

1 宮崎敬一理事が交通栄誉章「緑十字銀章」(交通安全功労)を受章

去る1月18日(水)、3年ぶりに交通安全国民運動中央大会が東京の新宿文化センター大ホールにて開催され、天名支部宮崎敬一理事(支部長)が、交通安全功労者として交通栄誉章「緑十字銀章」を受章されました。

銀章は、全国で400人、三重県では9人が表彰されました。

2月17日(金)理事会席上にて伝達式を行い、鈴木通会長から宮崎理事に表彰状及び記念品が授与されました。



2 自転車に乗るときは「ヘルメット」を正しくかぶりましょう!!

～年齢を問わず、ヘルメット着用が努力義務になります(R5.4.1 道路交通法一部改正)。～

○「頭部損傷」による死亡事故が多発!

～ヘルメット非着用は死亡事故になりやすい。～

ヘルメット非着用で自転車乗車中、交通事故で死亡した人のうち約6割が頭部に受けた損傷が致命傷になっています。

ヘルメット非着用は、着用していた場合の死亡率の約3倍とされています。(2020年 警察庁資料)



○ 改正概要

これまでは、「保護者は、13歳未満の子どもに、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。」とされていましたが、今後は、**年齢を問わず**、自転車を運転する人はヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。

また、**補助いす**で小学校入学前の子どもを自転車に同乗させるときなどは、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

※ ヘルメットは、正しい角度で、左右均等に。必ず「あごひも」を締めましょう!!



(一財)三重県交通安全協会 : <http://www.mie-ankyoku.com>

三重県警察 : <http://www.police.pref.mie.jp>

